

東北自動車道

堀内沢橋床版取替基本設計

特記仕様書（案）

令和 8 年 9 月

東日本高速道路株式会社
東北支社青森管理事務所

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 東北自動車道 堀内沢橋床版取替基本設計

1-1-2 道路名 東北自動車道

1-1-3 履行箇所 自) 岩手県八幡平市小柳田 (安代 I C)
至) 青森県平川市碓ヶ関 (碓ヶ関 I C)

1-1-4 主な履行内容

【対象橋梁】

路線名	I C 間	橋梁名	上部工形式	上下線区分
東北自動車道	小坂～碓ヶ関	堀内沢橋	鋼 3+4 径間連続非合成鈑桁 2 連	下り線
	安代～鹿角八幡平	歌内川橋	鋼 3 径間連続鈑桁+R C 2 径間 連続中空床版 2 連	下り線

【履行内容】

内訳書の項目	数量	単位	備考
現地踏査	1	式	
床版取替設計			
橋梁上部工設計 A	1	連	堀内沢橋 (下り線) P 3～A 2
橋梁上部工設計 B	1	連	歌内川橋 (下り線) A 1～P 3
工事発注用図面作成 図面修正 A	28	枚	堀内沢橋 (下り線) 歌内川橋 (下り線) 渡り線
工事発注用図面作成 図面修正 B	4	枚	堀内沢橋 (下り線) 歌内川橋 (下り線) 渡り線
中央分離帯渡り線設計検討 A	0.2	k m	堀内沢橋 (下り線) 施工時
中央分離帯渡り線設計検討 B	0.2	k m	歌内川橋 (下り線) 施工時
設計打合せ	1	式	

1-2 適用する共通仕様書

契約書第 1 条に規定する「調査等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和 8 年 7 月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書 1-1 2-4 「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書1－3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- （１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内
- （２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内
- （３）完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1－4 履行期間

本業務は、共通仕様書1－13「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から10日以内に、履行期間通知書（様式－2）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から480日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-1 5-1 及び 5-2-3 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
対象橋梁の完成図	—	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子データ (TIFF データ)
管理用平面図	—	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子データ (CAD データ)
設計報告書	東北自動車道 堀内沢橋 基本詳細設計	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子データ (TIFF データ)
設計報告書	東北自動車道 堀内沢橋（鋼上部工）工事	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子データ (TIFF データ)
設計報告書	東北自動車道 歌内川橋 基本設計	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子データ (TIFF データ)
設計報告書	東北自動車道 歌内川橋他 1 橋（鋼上部工）工事	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子データ (TIFF データ)
成果品	東北自動車道 渡り線図面作成業務	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品
成果品	東北自動車道 歌内川橋床版更新工事発注用図面作成	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子成果品

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで、夏期休暇（3 日）を除く

1-6 部分引渡し

契約書 3 8 条の「指定部分」及びその引渡し時期は下表のとおりとする。

指定部分	引渡し時期
歌内川橋（下り線）の設計成果品	令和 9 年 7 月

1-7 計画工程表

1-7-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書 1-1 4-1 「作業計画書の提出」（2）に示す作業計画書中の計画工程表（本特記仕様書様式-1）の作成にあたっては、下表の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者とで協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は、本特記仕様書 1-5 「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、共通仕様書 1-9-3 「照査の実施」に基づく照査の実施時期及び共通仕様書 1-2 2 「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

設計種別	項目	対象構造物	備考
床版取替設計	橋梁上部工設計 A	堀内沢橋（下り線）	P 3 ～ A 2
	橋梁上部工設計 B	歌内川橋（下り線）	A 1 ～ P 3
中央分離帯渡り線設計検討	A	中央分離帯 開口部	
	B		
工施用発注図面作成	図面修正 A		
	図面修正 B		

1-7-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書 1-2-2 「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第 1-4 号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-1-4-3 「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

1-8 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1-2-2 「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に行うものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

1-9 工事記録情報の作成及び提出について

- (1) 共通仕様書 1-4-4-1 「工事記録情報」に規定する「工事記録作成要領」は令和 6 年 7 月版とする。
- (2) 受注者は工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報 完了届」（本特記仕様書様式-3）を調査等完了届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。
- (3) 工事記録収集システムに関する問合せ先は、東日本高速道路株式会社東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

1-10 三者協議について

本業務の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者とで協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

1-11 クマ対策に係る対策費用

1-11-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

1-11-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罾

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の概要

本業務は、本特記仕様書1-1-4「主な履行内容」に示す対象橋梁について、床版取替工事の基本設計及び工事発注用図面作成を実施するものである。

2-2 現地踏査

受注者は契約締結後速やかに現地を踏査し、本特記仕様書1-5「資料の貸与」に記載の完成図及び点検展開図を基に、当該設計に必要な現地状況等の基本的事項を把握するものとする。貸与資料と現地が著しく相違している場合には、速やかに監督員に報告するものとする。

なお、現地踏査に要する日数は1日を想定しているが、別途考慮する必要がある場合は、作業計画書の提出時に監督員と協議し定めるものとする。

2-3 床版取替設計

2-3-1 適用

床版取替設計とは、対象橋梁の建設時設計資料等に基づいて鋼橋等の老朽化対策として行う床版取替のプレキャストP C床版及び壁高欄（擦付け含む）等の設計、橋梁上及び擦付け範囲の舗装打換え設計（防水工含む）、床版取替時の施工計画検討、現行活荷重及び床版新設後の死荷重変更等に伴う鋼桁（支承含む）の照査設計、数量算出、図面作成等を行うことをいう。

2-3-2 橋梁上部工設計の区分

橋梁上部工設計の区分は、下表のとおりとする。

なお、表中における類似区分とは、詳細設計における共通仕様書5-7-6「類似構造物の取扱いによる設計区分」《上部工》によるものとする。

種別	類似区分	数量(連)	設計条件	設計区分	備考
橋梁上部工設計A	A	1	橋長 : 206.8m 有効幅員 : 9.25m 設計活荷重 : TL-20, TT-43 斜角 : 左 82° 36' 41" ~ 90° 00' 00"	基本設計	堀内沢橋 (下り線) P 3 ~ A 2
橋梁上部工設計B	A	1	橋長 : 135.9m 有効幅員 : 9.25m 設計活荷重 : TL-20, TT-43 斜角 : 左 80° 00' 00" ~ 89° 18' 18"	図面作成後の基本設計※	歌内川橋 (下り線) A 1 ~ P 3

※図面作成後の基本設計とは、「東北自動車道 歌内川橋床版更新工事発注用図面作成」の成果物を基に、更新後のPC床版の寸法およびPC鋼材配置等を決定するのに必要な構造計算を行うものをいう。

2-3-3 計画概要書

計画概要書に記載する検討事項は、共通仕様書5-7-3「基本設計」(6)の規定による他、次の検討事項を追記するものとする。

- 5) 設計荷重変更に伴う上部工および支承の照査
- 6) 施工ステップごとに一時的な上部工形式の変化を考慮した既設床版等撤去の概略施工順序、施工方法及び安全性照査
- 7) 工程短縮を考慮した既設床版等撤去及び新設床版設置・打設におけるクレーンの規模・台数・配置位置、はつり作業、打設等の施工計画検討

2-3-4 橋梁上部工設計の実施内容

橋梁上部工設計において実施する内容は下表のとおりとする。

種別		内容		備考
橋梁上部工設計	鋼橋	主構造等	プレキャストP C床版及び壁高欄（フロリダ型化）の設計・図面作成及び数量算出	既設構造物の撤去・設置（再設置）に必要な図面含む
		付属物	下記に示す項目の設計・図面作成及び数量算出 ・橋面工 ・伸縮装置 ・排水装置 ・検査路 ・橋名板及び橋歴板 ・防護柵（擦付け部） ・通信管路 ・はく落防止対策 ・コンクリート表面保護 ・落下物防止柵 ・帯状ガイドライト ・その他付属物 ※ただし、既設桁の補強設計及び支承取替は含まない。	

なお、上表の内容が変更となった場合は、これに要する費用について監督員と受注者との協議し定めるものとする。

2-3-5 照査設計

照査設計とは、新設プレキャストP C床版敷設後において現行の設計要領を用いて既設鋼桁の応力照査を行うことをいう。

2-4 工事発注用図面作成

2-4-1 適用

工事発注用図面作成とは、共通仕様書5-11「工事発注用図面作成」の規定に従って図面を作成するものをいい、本特記仕様書2-5の成果に基づき、既存の管理用平面図・完成図（横断図・縦断図等）を修正して渡り線等の図面作成を行うものとする。

図面の区分、成果品及び図面の修正率は、下記のとおりとする。

内訳書の項目	図面の区分	図面の修正率	図面内容	枚数	設計計算	数量計算
図面修正A	比較的簡易な図面	30%	標準横断図	8枚	無	有
			平面線形図	4枚	無	有

			横断図	1 2 枚	無	有
			縦断図	2 枚	無	有
			車線規制図	2 枚	無	有
図面修正 B	比較的複雑な図面	1 0 %	平面図	4 枚	無	無

2-5 中央分離帯渡り線設計検討

2-5-1 適用

中央分離帯渡り線設計検討とは、床版取替工事の対面通行規制に伴う、渡り線の設置位置および線形を検討することをいい、対象橋梁の床版更新を実施するにあたり、中央分離帯渡り線の（起点側、終点側）工事实施に必要な詳細設計、数量算出をいう。

- （１）設計は、現地を踏査し、地形及び地物と貸与図面の整合について確認の上行うものとする。
- （２）中央分離帯渡り線設計検討には、渡り線の基本計画および道路構造の検討（共通仕様書 5-5-5 工事用道路設計および 5-5-6 （２）設計計画に準ずる）を含むものとする。
- （３）主たる設計の開始に先立ち、その計画について監督員と協議するものとする。
- （４）中央分離帯渡り線設計検討には、渡り線設置に伴う路面排水検討に必要な費用を含むものとする。
- （５）中央分離帯渡り線設計検討の区分と内容は、共通仕様書 5-5-5 工事用道路設計に準じるものとし、下表のとおりとする。

種別	対象	数量 (km)	設計区分	共通仕様書 5-5-5 における区分
中央分離帯渡り線設計検討 A	堀内沢橋施工時	0.2	詳細設計	工事用道路設計 A
中央分離帯渡り線設計検討 B	歌内川橋施工時	0.2	詳細設計	工事用道路設計 A

2-6 打合せ

打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め 6 回とする。当初の打合せは現地踏査時に行い、打合せの検測数量は 1 式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いが監督員と受注者間で協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社青森管理事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

2-7 電算機使用料

電算機使用料とは、本業務で実施する床版取替設計及び工事発注用図面作成に必要な電算機使用料をいう。内訳書の項目の区分は下表のとおりとする。

内訳書の項目	数量	備考
床版取替設計 電算機使用料（上部工）A	1 式	堀内沢橋 下り線 P 3 ～ A 2
床版取替設計 電算機使用料（上部工）B	1 式	歌内川橋 下り線 A 1 ～ P 3
工事発注用図面作成 電算機使用料	1 式	図面修正 A ・ B

2-8 交通費・宿泊費

技術業務直接人件費に関する、交通費・宿泊費には、設計打合せ及び現地踏査に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、ウェブ会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-9 成果品

成果品の標準提出部数については、下表のとおりとする。

報告書及び図面の電子データについては、監督員に提出するものの他にそれぞれ 1 部を監督員の指示に従って、NEXCO 総研技術情報課へ提出し、NEXCO 総研の発行する成果品（電子データ）受領票の交付を受けなければならない。

なお、NEXCO 総研技術情報課への提出は郵送またはファイル転送サービスで行うものとし、成果品受領票については、NEXCO 総研より電子メールにより受注者へ送付されるものとする。

項目	監督員	NEXCO 総研	備考
報告書（紙）	1 部	—	
報告書（電子データ）	2 部	1 部※1	
図面（紙）	1 部	—	図面修正 A ・ B
図面（電子データ）	2 部	1 部※1	図面修正 A ・ B

※1 郵送の場合の部数

※2 ファイル転送サービスの場合は、監督員の指示に従い、NEXCO 総研技術情報課（e.syskan.xa@ri-nexco.co.jp）へ提出

第3章 その他補足事項

3-1 補足事項

下記に示す事項については、関連する事項の業務内容を変更又は追加する場合があるため、受注者は監督員と緊密な連絡をとるとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとする。この場合の費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(1) 本業務の対象橋梁に対して、基本設計及び工事発注用図面作成の業務内容を変更する場合がある。

(全体履行期間) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)
(実履行期間) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

業務内容確認検査●		●	完了検査
-----------	--	---	------

--	--	--	--	--	--	--	--

1

--	--	--	--	--	--	--	--

[illegible]

30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

[illegible]

※作成時の留意事項

- ① 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと
- ② 協議待ちによる遅延の場合工程上のツェリカルを明示すること。
- ③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。

様式－2

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 東北支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 東北自動車道 堀内沢橋床版取替設計

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3－2. 受注者が設定した業務の終期)

様式－3

令和 年 月 日

監督員
_____ 殿

受 注
管理技術者
_____ 印

工事記録情報 完了届

下記の調査等名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名	東日本高速道路(株) 東北支社 青森管理事務所		
調 査 等 名	東北自動車道 堀内沢橋床版取替設計		
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

※発注時より履行内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。